

令和3年3月18日  
役員会決定

### 副学長等の総長を補佐する人材に求められる資質能力について

総長は、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）の規定により、副学長等（副学長、副理事、総長特任補佐及び総長補佐並びに附属図書館、文書館、国際高等研究所、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長並びに学部、研究科、研究部、教育部及び附置研究所の長をいう。）を任命するに当たっては、以下の資質能力を有する者を任命する。

1. 東京大学憲章の精神、本学が掲げる行動指針を踏まえ、総長のリーダーシップの下に、総長、理事とともに東京大学としての一体的な法人経営及び教育研究活動を実施する者であること。
2. 次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める資質能力を有する者であること。
  - (1) 副学長 東京大学の教育研究活動に関し広くかつ高い識見を有し、かつ、掌理する校務について高度な専門的知識・経験を有する教授で、東京大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
  - (2) 副理事 東京大学の法人経営に関し広くかつ高い識見を有し、かつ、担当する職務について高度な専門的知識・経験を有する者で、当該担当する職務を適切かつ効果的に遂行することができる能力を有すること。
  - (3) 総長特任補佐 東京大学の法人経営又は教育研究活動のうち、特に必要な重要事項について高度な専門的知識・経験を有する教授又は准教授で、当該重要事項を適切かつ効果的に遂行することができる能力を有すること。
  - (4) 総長補佐 東京大学の法人経営若しくは教育研究活動又は第5号若しくは第6号に定める組織の運営を担う人材となることが期待される教授又は准教授で、全学的な課題等の解決に尽力することができる能力を有すること。
  - (5) 附属図書館、文書館、国際高等研究所、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長 各組織の活動に関し広くかつ高い識見を有し、それぞれに定められた目的を達成するため、所属教職員を統督し、当該組織の活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
  - (6) 学部、研究科、研究部、教育部及び附置研究所の長 各教育研究部局における教育研究活動に関し広くかつ高い識見を有し、それぞれの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するため、所属教職員を統督し、当該組織の活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
3. 前項第5号及び第6号に定める組織においては、その特性に応じ、それぞれ同号に定めるものに加えて、その長に求められる資質能力を定めることができる。

#### 附 則

この決定は、令和3年4月1日後に新たに任命される者について適用する。